

## 「金融機関の防犯基準」について

### 1. 「金融機関の防犯基準」について

(背景等)

- ・ 金融機関を対象とした強盗事件の多発傾向、犯行態様の凶悪化

### 2. 「現金自動支払機等の防犯基準」について

(背景等)

- ・ 現金自動支払機（CD）及び現金自動預払機（ATM）を対象とする窃盗事件の多発

### 3. 単体で設置される現金自動預支払機（ATM）等の防犯基準」について

て

(背景等)

- ・ 金融機関等の店舗外のブースに設置されたATM等を対象とする窃盗事件の多発

[参考]

#### ア. ビデオ撮影方式の防犯カメラの性能基準

(※ (社)日本防犯設備協会において策定)

#### イ. キャッシュカードを使用した犯罪の被害防止対策の推進（要請）

- ・ 被害防止への努力を要請（別紙）

#### ウ. キャッシュカードを使用した犯罪の被害防止対策の推進（要請）

- ・ 被害防止への努力を要請（別紙）

警察庁丙生企発第86号～96号  
平成16年12月6日

関係団体の長 殿

警察庁生活安全局長 印

キャッシュカードを使用した犯罪の被害防止対策の推進について（要請）

貴団体におかれては、平素から、警察行政に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、近年、不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて現金自動預支払機（ＡＴＭ）から預貯金が引き出される被害が増加しており、市民生活の安全と平穩を脅かしております。

つきましては、警察では、この種の犯罪の抑止対策を進めているところでありますが、貴団体におかれましても、セキュリティレベルの高度化を図るため、下記の諸点につき、貴団体加盟の金融機関に周知するとともに、被害防止に努めていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 キャッシュカードのＩＣカード化の普及促進  
スキミングによる偽造が困難なキャッシュカードのＩＣカード化を普及促進すること。
- 2 バイオメトリクス採用等によるなりすましの防止  
バイオメトリクス採用等によるなりすましの防止対策を推進すること。
- 3 類推されやすい暗証番号の使用防止の啓発  
被害防止のため、キャッシュカード取引申込時に申込者が生年月日等第三者から類推されやすい暗証番号を選ばないよう啓発をすること。
- 4 ＡＴＭにおける取引額の制限  
顧客の申出による取引限度額を設定したり、ＡＴＭにおける１日当たりの取引限度額を一律引き下げるなど、ＡＴＭにおける取引額を制限すること。
- 5 ＡＴＭの操作中ののぞき見防止措置の普及促進  
のぞき見防止フィルムの貼付や、後方を確認するための鏡の装着など、ＡＴＭ操作中ののぞき見防止措置の普及促進を図ること。

発出先

全国銀行協会会長

社団法人全国地方銀行協会会長

社団法人第二地方銀行協会会長

社団法人信託協会会長

社団法人全国信用金庫協会会長

社団法人全国信用組合中央協会会長

農林中央金庫理事長

全国漁業協同組合連合会会長

商工組合中央金庫理事長

全国労働金庫協会理事長

日本郵政公社CSR担当理事

警察庁丙生企発第10号～20号  
平成17年2月22日

関係団体の長 殿

警察庁生活安全局長 印

偽造キャッシュカードを使用した犯罪の被害防止対策の推進について（要請）

貴団体におかれては、平素から、警察行政に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、警察では、先般、ゴルフ場においてスキミングを繰り返し、偽造したキャッシュカードを使用してATMから預金を不正に引き出していた窃盗グループを摘発し、組織の全容解明に努めているところでありますが、これまでの犯行手口をみると、6日間にATMを110回操作して現金約3,000万円を引き出す例もみられるなど、短期間内に連続してATMを操作し、現金を引き出す不審な取引が目立っております。

既に、平成16年12月6日付け「キャッシュカードを使用した犯罪の被害防止対策の推進について」により、キャッシュカードを使用した犯罪の被害防止対策の推進をお願いしているところでありますが、上記の手口を踏まえ、下記の点についても、貴団体加盟の金融機関に周知するとともに、被害防止に努めていただくようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 ATMにおける払出回数の設定等

ATMから短期間内に連続して引き出される例がみられるため、顧客の申出により、ATMにおける1日当たりの払出回数を設定可能としたり、出金の都度出金のあったことを通知するなど、被害の拡大防止に努めること。

#### 2 ATMにおける異常な取引のモニタリングの実施

短期間内に連続して引き出されるものなどを含め、ATMでの異常な取引を早期に発見できるようモニタリングの実施に努めること。

#### 発出先

全国銀行協会会長  
社団法人全国地方銀行協会会長  
社団法人第二地方銀行協会会長  
社団法人信託協会会長  
社団法人全国信用金庫協会会長  
社団法人全国信用組合中央協会会長  
農林中央金庫理事長  
全国漁業協同組合連合会会長  
商工組合中央金庫理事長  
全国労働金庫協会理事長  
日本郵政公社CSR担当理事